

龍ヶ崎市立川原代小学校 いじめ防止基本方針

龍ヶ崎市立川原代小学校

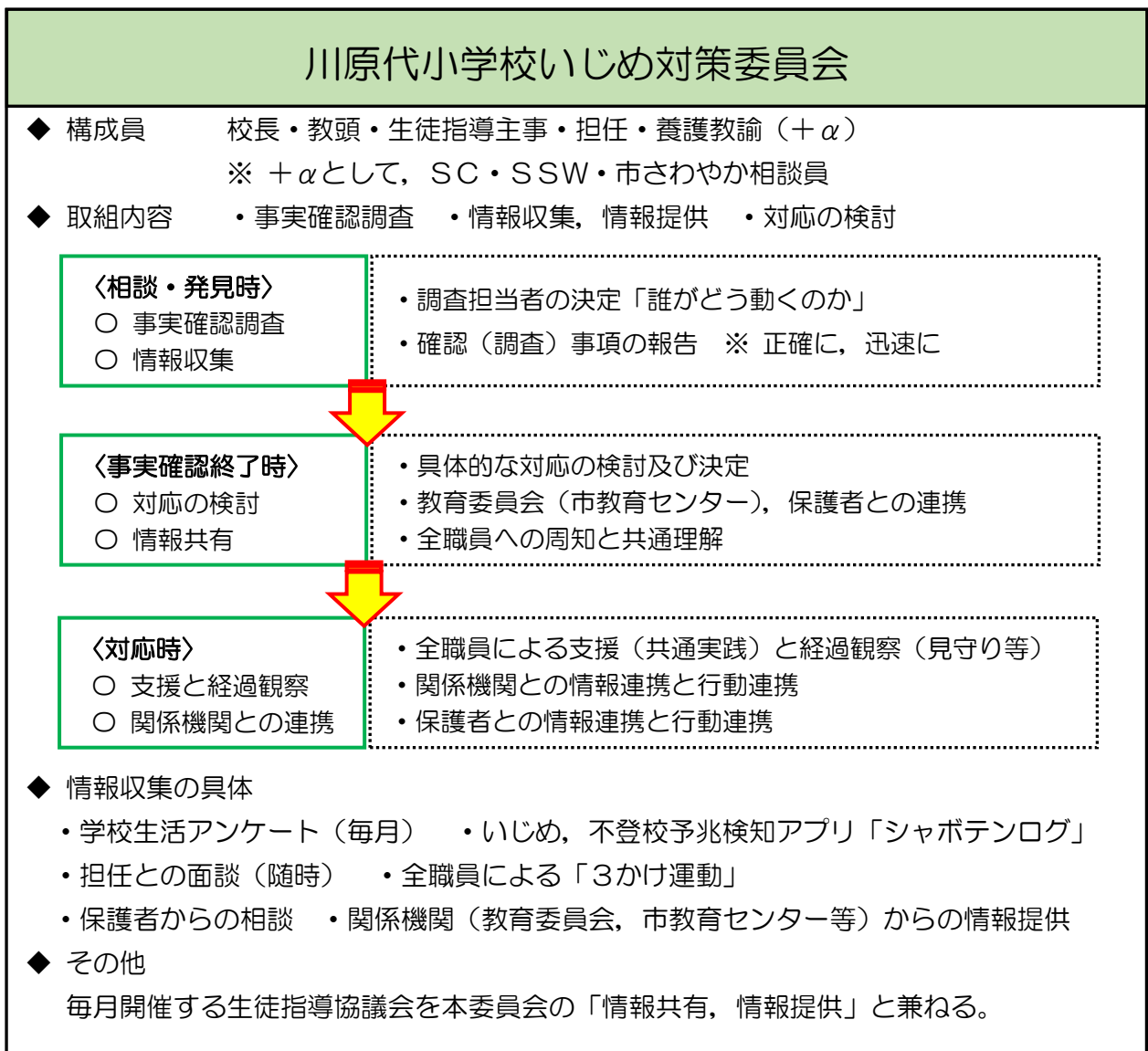
1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（「いじめ防止対策推進法」第2条から）

2 いじめに対する基本認識

- いじめは、どの子どもにも、どの学級（集団）にも起こり得るものである。
- いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめ問題は、学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たしながら一体となって取り組むべき課題である。

3 いじめ問題対応組織 ※「いじめ防止対策推進法」第22条に対応



4 いじめ防止対策の基本事項

(1) 学校におけるいじめの未然防止に向けた取組

いじめの未然防止には、学校の全教育活動を通して、児童をいじめに向かわせることなく心の通う対人関係を構築できる社会性を身に付けることが重要である。そこで、いじめを生まない土壌をつくるために、「規律・学力・自己有用感」の3つをいじめに向かわせない学校、学級づくりの要素と捉える。以下は、その具体である。

- ① 道徳の授業を中心として、豊かな人間性や人権意識の涵養を図る。
- ② 支持的風土のある学級経営により、授業の中で一人一人が認められ、安心して学習ができる環境を整える。
- ③ 学校行事や体験活動等を通して、豊かな情操や人間関係形成能力を高める。

(2) 早期発見に向けた学校としての取組

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われる傾向がある。早期発見に向けては、ささいな兆候であっても早い段階から学校組織として適切に対応する必要がある。以下をいじめの早期発見に向けての具体的な取組とする。

- ① 「3かけ運動」による日常からの行動観察を行う。また、気になる様子が見られた場合は、適宜個別面談を実施する。
- ② 毎月「学校生活アンケート」を実施し、児童の実態把握に努める。また、アンケート結果に応じて個別面談を実施する。
- ③ アンケートや面談等で知り得た情報については、管理職、生徒指導主事へ報告し、組織として対応する体制を整える。
- ④ 毎月生徒指導協議会を開催して全職員で情報を共有し、対応にあたる。
- ⑤ 関係機関（市教育委員会、市教育センター等）との連携を図る。

(3) 情報モラル教育の充実

GIGA スクール構想により1人1台端末の利用が可能になった。今後ますます授業におけるICT機器の活用が進むと考えられる。それにともない、インターネット(LINEやSNS等を含む)上でのいじめ(誹謗・中傷等)は社会問題にも発展しており、防止が急務である。以下を情報モラル教育の具体とする。

- ① 「ICT機器利用ガイドライン」の作成し、校内で共通理解を図る。
- ② 「ICT機器利用ガイドライン」を基に利用の仕方について児童に説明するとともに、利用の仕方についての掲示物を作成し、常に意識化を図る。
- ③ 長期休業前にICT機器利用に関する資料やリーフレットを配付し、意識啓発を図る。
※ 「家庭で話し合おう!PC・スマホ・タブレット・オンラインゲーム機」等

5 いじめの認知と早期対応

(1) 認知と対応の基本的な考え

- 「いじめの定義」を受け、いじめの疑いが生じた段階でいじめ認知として早期対応にあたる。
※ 教師単独でいじめの有無について判断しない。
- いじめ認知から早期対応にあたる際は、「川原代小いじめ対策委員会」の機能を最大限に活用するとともにいじめ事案の解消に向けて全職員が共通理解と共通実践に努める。

(2) いじめ事案対応時における留意事項

- ① いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。
- ② いじめを受けた児童等が安心して教育を受ける上で必要があると認める場合には、保護者との合意のもとに一定期間、別室等において学習を行う措置を講ずる。
- ③ いじめに関わる情報を関係保護者と共有する。
- ④ いじめの解消には、対応指導後、概ね3ヶ月が必要であることを認識し、いじめを受けた児童の日常的な経過観察や計画的な面談、カウンセリング等を行う。
- ⑤ いじめの解消は、いじめを受けた児童本人が心身の苦痛を感じていないことを「児童本人」及び「当該児童の保護者」に面接等で確認して行う。
- ⑥ ⑤の対応を受け、「川原代小学校いじめ対策委員会」で「いじめ解消」と判断する。

(3) その他の配慮事項

「いじめに対する基本認識」で述べたとおり、いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。特に下記にあげる児童の実態がある場合は、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導・支援を組織的に行う。

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童
- ・海外から帰国した児童や外国籍の児童
- ・性同一性障がいや性自認等に係る児童
- ・東日本大震災等により被災した児童、または原子力発電所事故により避難している児童
- ・新型コロナウイルスに感染した児童

6 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらに児童や保護者から重大事態との申し出があった場合は、以下の対応を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、龍ヶ崎市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ いじめを行った児童・保護者に対しては、いじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の子どもの教育を受ける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察署との連携協力など毅然とした対応を行う。
- ⑥ いじめの周辺にいる児童や教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて龍ヶ崎市教育委員会と相談して活用する。

7 学校以外のいじめの相談・通報窓口

- 龍ヶ崎市教育センター

TEL 0297-64-1115

- 龍ヶ崎市教育委員会指導課

TEL 0297-60-1562

- 茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター（県南地区）

TEL 029-823-6770

Eメール kennanijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp

- 子どもホットライン（茨城県教育委員会）

TEL 029-221-8181 FAX 029-302-2166

Eメール kodomo@edu.pref.ibaraki.jp

- 子どもの教育相談（茨城県教育研修センター）

TEL 0296-71-3870 FAX 0296-71-3870

Eメール 7830@center.ibk.ed.jp